

宮崎県工業技術センター等依頼試験要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター（以下「センター」という。）における依頼試験・分析の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(試験・分析の依頼手続)

第2条 センターに試験・分析を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）

は、別記様式1に定める試験・分析依頼書に現品を添えて、センターの所長（以下「所長」という。）に申し込まなければならない。

- 2 試験・分析依頼書は、1件ごとに提出しなければならない。
- 3 依頼者は、英文による成績書を希望する場合は、試験・分析依頼書にその旨を明記しなければならない。
- 4 所長は、必要があるときは、第1項の現品の数量を指定することができる。

(試験・分析の依頼の拒否)

第3条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による依頼に応じないことができる。

- (1) 試験・分析を行う必要がないと認めるとき。
- (2) 試験・分析を行うことができないとき。
- (3) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものをいう。）であるとき。

(手数料)

第4条 依頼者は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年3月29日宮崎県条例第9号）に規定する手数料を納めなければならない。

(成績書の交付)

第5条 所長は、試験・分析が終了したときは、別記様式2に定める試験・分析成績書を依頼者に交付するものとする。ただし、第2条第3項により英文による成績書の希望があった場合は、別記様式3に定める試験・分析成績書を依頼者に交付するものとする。

(現品の返還等)

第6条 依頼者は、試験・分析依頼書に現品の返還を必要とするか否かを記載しなければならない。

- 2 試験・分析の依頼に係る現品の返還に必要な費用は、依頼者が負担しなければならない。
- 3 センターは、試験・分析による現品の滅失又は毀損に対しては、賠償の責めを負わない。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 宮崎県工業技術センター等依頼分析、設備使用要綱（平成11年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。